

事 務 連 絡
平成24年4月20日

各全国生活衛生同業組合連合会事務局 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

共同利用施設に係る調査の実施について

拝啓時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。平素より厚生労働行政に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、今後の税制度を検討する際の参考とするため、共同利用施設の使用実態及び利用予定について調査を実施することにしました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮でございますが、ご協力方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 回答期限

平成24年5月11日（金）

2. 回答方法

各全国生活衛生同業組合連合会にて、各都道府県生衛組合にご照会いただき、提出があったものを取りまとめた上で、厚生労働省健康局生活衛生課まで書類提出をお願いいたします。

なお、取りまとめにあたっては、集計等の必要はありません。

【参考】

○共同利用施設の特別償却制度について

- ・生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設(※)を設置した場合に取得価額の一定割合について特別償却（法人税の優遇）ができる制度です。

※共同利用施設

- ・会館 ・被災地における共同営業施設 ・共同研修施設
 - ・共同保育施設 ・共同買い物バス ・共同工場
 - ・共同送迎バス ・共同購入資材配送車両 ・共同蓄電設備
 - ・共同冷蔵庫 等
-
- ・本制度は生活衛生関係営業の振興を目的とした大変有益な制度ですが、厳しい経済情勢や認知度合の低下等を背景として、活用実績が低調となっています。
 - ・このため、現在、「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」を設置し、議論をしています。
 - ・本調査は、ワーキンググループでの検討に資するよう、調査をさせていただいておりますので、ご多忙のところ恐縮でございますが、ご協力方宜しくお願い申し上げます。